

## 入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付するので公示する。

令和8年5月22日

支出負担行為担当官

福島労働局総務部長 平山 雅裕

### 1 工事概要

- (1). 工事名 会津地域労働基準監督署及び公共職業安定所照明設備改修工事
- (2). 工事場所 会津若松市城前2番10号（会津労働基準監督署）  
会津若松市西栄町2-23（会津若松公共職業安定所）  
南会津郡南会津町田島字行司12（会津若松公共職業安定所南会津出張所）
- (3). 工事内容 照明設備改修工事
  - ・照明設備交換作業
  - ・既存照明蛍光灯及び器具処分
  - ・その他上記作業に付随する工事
- (4). 工期 令和8年7月1日（水）より令和9年2月12日（金）まで

### (5). 入札方式

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争参加資格

- (1). 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2). 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3). 令和7、8年度厚生労働省一般競争参加資格者（全省統一資格）において「**東北地域**」の「**建築一式工事**」又は「**電気工事**」で「**C**」又は「**D**」等級に格付けされているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (4). 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5). 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6). 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7). 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。  
※労働基準関係法令については以下のとおり。  
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8). 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (9). その他予算決算及び会計令第73条に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有するものであること。
- (10). 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記2(3).の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (11). 福島県内に本店、支店又は営業所が存在すること。
- (12). 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと。(直近2年間の労働保険料の未納、認定決定がないこと。)
- (13). 労働保険料の申告書未提出による認定決定を受けていないこと。(直近2年間の労働保険料の未納、認定決定がないこと。)
- (14). 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。  
ア) 厚生年金保険 イ) 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)  
ウ) 船員保険 エ) 国民年金
- (15). 平成23年4月以降、延べ床面積500㎡以上の建築物の照明設備新設工事又は照明設備改修工事を実施した実績があること。
- (16). 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。  
・1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(建築)、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士の資格を有する者であり、資格者証等を提出できる者であること。  
・平成23年4月以降に上記2(15).に掲げる工事の経験を有する者であること。

### 3 入札手続等

#### (1). 担当部局

〒960-8112 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階  
福島労働局総務部総務課会計第二係 電話番号 024-536-0077  
メール azuma-riki.e80@mhlw.go.jp

#### (2). 「入札説明書」、「仕様書」等の交付期間、場所及び方法

令和8年5月22日（金）から令和8年6月5日（金）17時15分まで。

上記3(1).にて交付する。

但し、発注者の承諾を得た場合には、返信用封筒（角型2号で表に住所及び氏名を記載し、指示する郵便種別の切手を貼付したものを令和8年6月3日（水）（必着）までに上記3(1).へ送付すること。

※電子データによる送付を希望する場合は上記3(1).の問い合わせ先メールアドレスにメールで連絡すること。（迷惑メールに振り分けられる可能性があるため、メール送信時に上記3(1).の電話番号まで必ず連絡すること）

(3). 競争参加資格確認関係書類の提出期間、場所及び方法

令和8年5月23日（土）から令和8年6月5日（金）17時15分まで。

電子調達システムにより提出すること。但し、発注者の承諾を得た場合は上記3(1).に持参又は郵便（書留郵便に限る）することができる。

(4). 入札書の提出期間及び提出日時

(ア) 電子調達システムでの入札書受付開始日及び締切日時

開始日：令和8年6月17日（水）

締切日時：令和8年6月18日（木）13時30分

(イ) 紙入札での入札日時及び場所

日時：令和8年6月18日（木）13時30分

場所：福島市花園町5-46 福島地方第二合同庁舎4階 小会議室1

※紙入札方式の場合、提出する場合は封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官福島労働局総務部長あて）及び「令和8年6月18日開札〔会津地域労働基準監督署及び公共職業安定所照明設備改修工事〕入札書在中」と朱記しなければならない。

(5). 開札の日時及び場所

(日時) 令和8年6月18日（木）13時35分～

(場所) 電子調達システム 及び

福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階 小会議室1

#### 4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行なう。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

#### 5 労務費ダンピング調査

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条及び第13条の規定に基づき、落札候補者の入札内訳書に記載されている直接工事費が一定水準（本局積算額97%）を下回った場合には「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づいて労務費ダンピング調査を実施する。

#### 6 その他

(1). 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2). 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3). 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4). 入札の無効

(ア) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、上記 2 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(イ) 上記 5(3). の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(ウ) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

(エ) 入札書提出の際に入札金額の内訳を記載した工事費内訳書の提出がない場合及び内容に不備（例：入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）があった場合は、原則として当該入札書を提出した者の入札は無効とする。

(5). 契約解除及び違約金

担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(6). 契約書の締結方法

原則として契約書の締結は電子契約によること。

(7). 契約書作成の要否

契約書 “要”

(会計法第 29 条の 8 第 1 項により福島労働局が定めた様式で作成する。)

(8). 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

(9). 真正性の確保

(ア) 担当者等から提出された契約関係書類については、事業者としての決定であること。

(イ) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

- (10). 手続きにおける交渉の有無 “無”
- (11). 詳細は入札説明書による。